

人事委員会年報

令和 7 年度

沖縄県人事委員会

目 次

1 人事委員会の概要

(1) 設置	1
(2) 構成	1
(3) 権限	1
(4) 運営	2
(5) 開催状況.....	2
ア 令和7年度開催状況	2
イ 年度別開催状況	3
ウ 議事	4
(6) 規則の制定、改廃の状況	11
(7) 条例案に対する意見の状況	15

2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

(1) 組織	17
(2) 事務分掌.....	17
(3) 予算の状況（歳出）	18
(4) その他諸会議の開催状況	19

3 任用関係業務

(1) 採用試験、選考の状況	20
ア 採用試験の実施状況	20
イ 採用試験の実施日程	23
ウ 採用試験の対象職及び給料月額.....	23
エ 採用試験の受験資格	24
オ 採用試験の実施方法	25
カ 採用試験の実施結果	26
キ 採用候補者名簿登載者の状況	27
ク 採用選考.....	28
(2) 昇任試験の状況	29
ア 警察官昇任試験の実施状況	29
イ 昇任選考の状況	30
(3) 臨時的任用.....	30
(4) 公益的法人等への職員の派遣等.....	31
(5) 服務関係.....	32

4 給与関係業務

(1) 給与勧告の基本的考え方	33
(2) 公民の給与の比較について.....	33
(3) 令和7年職員の給与に関する報告及び勧告等	33
ア 職員の給与.....	33
イ 民間の給与.....	34
ウ 職員給与と民間給与との比較	35
エ 物価及び生計費	35
オ 本年の給与改定	35

カ 教育職員の処遇改善	36
キ 勧告	36
ク 公務運営の課題に関する報告	38
(4) 令和7年給与勧告と知事の実施状況	44
(5) 給与承認の状況	47

5 審査関係業務

(1) 公平審査関係業務等	48
ア 勤務条件に関する措置の要求	48
イ 不利益処分についての審査請求	48
ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求	48
(2) 苦情処理関係業務	49
(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務	49
(4) 職員団体関係業務	49
ア 職員団体の登録	49
イ 法人格付与法に基づく規約の認証	50
ウ 管理職員等の範囲	50
(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務	50
ア 受託団体	50
イ 受託業務	51

6 労働基準監督関係業務

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施	53
(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使	53
(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況	54
(4) 特定機械等の事業所別設置状況	54
(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表	55

1 人事委員会の概要

(1) 設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、沖縄県人事委員会設置条例（昭和47年沖縄県条例第39号）により昭和47年5月15日に設置された。

(2) 構成

人事委員会は、3人の委員をもって構成される合議制の執行機関である。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は次のとおりである。

【 委員名簿 】

（令和8年3月31日現在）

職 名	氏 名	任 期	勤務形態	備 考
委員長	池田 修	① 令和5年7月19日～令和9年7月18日	非常勤	令和5年8月15日 委員長就任
委 員	金城 稔	① 平成30年9月29日～令和4年9月28日 ② 令和4年9月29日～令和8年9月28日	非常勤	委員長職務代理者
委 員	平田 美紀	① 令和6年8月1日～令和10年7月31日	非常勤	

(3) 権限

人事委員会の権限は、地公法第8条等に規定されているが、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

ア 行政的権限

- (ア) 人事行政に関する調査、研究等を行うこと。（第8条第1項第1号、第2号）
- (イ) 人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃について議会及び知事に意見を申し出ること。（第8条第1項第3号）
- (ウ) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。（第8条第1項第4号）
- (エ) 給与等に関し、議会及び知事に対し勧告すること。（第8条第1項第5号）
- (オ) 競争試験又は選考を実施すること。（第8条第1項第6号）
- (カ) 職員に対する給与の支払を監理すること。（第8条第1項第8号）
- (キ) 職員の苦情を処理すること。（第8条第1項第11号）
- (ク) 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）を処理すること。（第8条第1項第12号）
- (ケ) 給料表に関し、議会及び知事に対し報告又は勧告すること。（第26条）

イ 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、法律に基づき、不利益処分に関する審査請求の審査等の準司法的な権限を有する。

- (ア) 勤務条件に関する措置要求に対する審査に関すること。
(第8条第1項第9号、第47条)
- (イ) 不利益処分についての審査請求に対する審査に関すること。
(第8条第1項第10号、第50条)
- (ウ) 職員団体の登録取消しの口頭審理に関すること。
(第53条)
- (エ) 学校医等に関する公務災害補償の審査請求の審査に関すること。
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条）

ウ 準立法的権限

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる権限を有する。
(第8条第5項)

(4) 運営

人事委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理することになっている。委員会の会議は原則として3人の委員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数によって決められる。
(第10条、第11条第1項及び第3項)

ただし、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員の出席で開催することができる。
(第11条第2項)

本委員会の会議は、沖縄県人事委員会議事規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第1号）により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において行うことを例とする。

また、臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の人事委員から請求があったときに委員長が招集することとなっている。

(5) 開催状況

ア 令和7年度開催状況

令和7年度における人事委員会の開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 月	定例会	臨時会	口頭審理	計
令和7年4月	3	0	0	3
5月	1	0	0	1
6月	3	0	0	3
7月	2	0	0	2
8月	3	0	0	3
9月	5	0	1	6
10月	0	0	0	0
11月	2	0	0	2
12月	2	0	0	2
令和8年1月	1	0	0	1
2月	3	0	0	3
3月	4	0	0	4
合 計	29	0	1	30

イ 年度別開催状況

委員会の年度別開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 度	定例会	臨時会	計	口頭審理	合 計	月平均
平成8年度	19	9	28	6	34	2.8
9	21	6	27	7	34	2.8
10	19	11	30	0	30	2.5
11	28	8	36	12	48	4.0
12	21	11	32	6	38	3.2
13	20	1	21	3	24	2.0
14	20	9	29	0	29	2.4
15	22	6	28	3	31	2.5
16	24	12	36	8	44	3.7
17	24	8	32	3	35	2.9
18	22	11	33	2	35	2.9
19	20	13	33	0	33	2.8
20	21	9	30	7	37	3.1
21	26	10	36	3	39	3.3
22	21	9	30	1	31	2.6
23	22	12	34	7	41	3.4
24	29	8	37	4※	41	3.4
25	28	1	29	0	29	2.4
26	34	5	39	0	39	3.3
27	35	1	36	0	36	3.0
28	33	1	34	2	36	3.0
29	29	1	30	1	31	2.6
30	30	0	30	0	30	2.5
令和元年度	34	1	35	2	37	3.1
2	30	0	30	1	31	2.6
3	35	1	36	0	36	3.0
4	30	1	31	1	32	2.7
5	32	0	32	1	33	2.8
6	31	0	31	0	31	2.6
7	29	0	29	1	30	2.5

※は審尋1回含む。

ウ 議事

令和 7 年度の人事委員会で審議された議事は、次のとおりである。

回	年 月 日	議 事
1	令和 7 年 4 月 8 日 (定例会)	1 議案 (1) 裁決書(案)について(令和 6 年(審)第 2 号) (2) 処分取消等請求事件(控訴審)に係る指定代理人の選任について(令和 3 年(審)第 2 号) 2 報告 (1) 令和 7 年度人事委員会年間業務計画について
2	令和 7 年 4 月 15 日 (定例会)	1 議案 (1) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について(令和 7 年 2 月 14 日付け措置要求) (2) 審査に関する事務の委任について(令和 7 年(措)第 1 号) 2 報告 (1) 令和 7 年職種別民間給与実態調査の実施について
3	令和 7 年 4 月 22 日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の全部委任について
4	令和 7 年 5 月 8 日 (定例会)	1 議案 (1) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について (2) 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について (3) 処分取消等請求事件(控訴審)に係る答弁書の提出について(令和 3 年(審)第 2 号) 2 協議 (1) 第 68 回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会研究テーマ 1 の回答案について 3 報告 (1) 令和 7 年度沖縄県職員採用上級(特別枠)試験第 1 次試験合格者の決定等について
5	令和 7 年 6 月 4 日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 7 年度沖縄県職員採用上級(特別枠)試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について 2 報告 (1) 令和 7 年度九州地方人事委員会協議会委員長会議について (2) 人事委員会事務局における内部統制の実施について (3) 全人連会長に対する組合要請について(公務公共サービス労組地方公務員部会)(公務労組連絡会外 2 団

		体) (4) 準備手続の結果について（令和6年（審）第1号）
6	令和7年6月17日 （定例会）	1 協議 (1) 証人申請書等の確認及び尋問の採否について（令和6年（審）第1号）
7	令和7年6月24日 （定例会）	1 議案 (1) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について (2) 口頭審理における審査の委任及び審査員長の指名について（令和6年（審）第1号） (3) 証人及び当事者本人尋問の採否について（令和6年（審）第1号） 2 報告 (1) 令和7年度定期監査における指導事項について
8	令和7年7月8日 （定例会）	1 議案 (1) 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について (2) 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について (3) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則について (4) 口頭審理の開催について（令和6年（審）第1号） (5) 証拠書類の採否について（令和6年（審）第1号） 2 報告 (1) 令和7年度沖縄県職員採用上級試験第1次試験合格者の決定等について
9	令和7年7月15日 （定例会）	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の全部委任について 2 報告 (1) 第133回全国人事委員会連合会総会について
10	令和7年8月5日 （定例会）	1 議案 (1) 勤務条件に関する措置の要求の判定について（令和6年（措）第2号）
11	令和7年8月12日 （定例会）	1 議案 (1) 令和7年度沖縄県職員採用上級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 勤務条件に関する措置の要求の判定について（令和6年（措）第2号） ※継続審議 2 報告 (1) 令和7年度沖縄県警察官A採用試験第1次試験合格者数の決定等について (2) 人事院勧告等の概要について (3) 令和7年職種別民間給与実態調査の実施状況について

		て
12	令和 7 年 8 月 26 日 (定例会)	1 議案 (1) 退職手当の全部の支給を制限する処分に係る意見について 2 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：1 回目） (2) 口頭審理の進行手続について（令和 6 年（審）第 1 号）
13	令和 7 年 9 月 2 日 (定例会)	1 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：2 回目） 2 報告 (1) 令和 7 年給与勧告等に関する一般情勢及び生計費について
14	令和 7 年 9 月 8 日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について 2 協議 (1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（1 回目） (2) 退職手当の全部の支給を制限する処分に係る意見について 3 報告 (1) 全人連会長に対する組合要請について（公務公共サービス労組地方公務員部会）（公務労組連絡会外 2 団体）
15	令和 7 年 9 月 16 日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 7 年度沖縄県警察官 A 採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 2 協議 (1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（2 回目） (2) 「2025 年人事委員会勧告に関する要求・要望」に対する委員会会見について（四者共闘及び自治労沖縄県本部） (3) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：3 回目） (4) 退職手当の全部の支給を制限する処分に係る意見について（2 回目） 3 報告 (1) 令和 7 年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の概要について (2) 職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果について

16	令和 7 年 9 月 22 日 (定例会)	1 議案 (1) 口頭審理調書及び最終陳述書の送付について（令和 6 年（審）第 1 号） (2) 退職手当の全部の支給を制限する処分に係る意見について 2 協議 (1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（3 回目） (2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：4 回目）
17	令和 7 年 9 月 30 日 (定例会)	1 議案 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告について
18	令和 7 年 11 月 18 日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の全部委任について (2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について 2 協議 (1) 裁決方針について（令和 6 年（審）第 1 号） 3 報告 (1) 令和 7 年度沖縄県職員採用中級・初級試験第 1 次試験合格者数の決定等について (2) 令和 7 年度沖縄県警察官 B 採用試験及び令和 7 年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の第 1 次合格者数の決定等について
19	令和 7 年 11 月 25 日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 7 年度沖縄県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 勤務条件に関する措置の要求の判定について（令和 7 年市町村（措）第 1 号） 2 協議 (1) 裁決方針について（令和 6 年（審）第 1 号）
20	令和 7 年 12 月 2 日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 7 年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について (3) 裁決書（案）について（令和 6 年（審）第 1 号） (4) 不利益処分についての審査請求の受理検討について（令和 7 年 11 月 11 日付け審査請求） (5) 審査に関する事務の委任について（令和 7 年（審）第 1 号）

21	令和 7 年12月16日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 7 年度沖縄県警察官 B 採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 選考の実施に関する事務の一部委任について (3) 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則について (4) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について (5) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について (6) 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について (7) 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則について 2 協議 (1) 職務に専念する義務の特例に関する規則の改正等について
22	令和 8 年 1 月27日 (定例会)	1 協議 (1) 職務に専念する義務の特例に関する規則の改正等について (2) 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 2 報告 (1) 沖縄県人事委員会事務局公文書管理規程の制定について
23	令和 8 年 2 月 3 日 (定例会)	1 議案 (1) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について (2) 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則について
24	令和 8 年 2 月10日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 8 年度沖縄県職員採用試験計画(上級(特別枠)試験)について (2) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について (3) 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則について
25	令和 8 年 2 月17日 (定例会)	1 議案 (1) 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について (2) 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について 2 協議 (1) 令和 8 年度沖縄県職員採用試験等の主な変更点について

26	令和 8 年 3 月 3 日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 8 年度沖縄県職員採用試験計画(上級(特別枠)試験を除く。)、社会人経験者を対象とした沖縄県職員採用試験計画及び障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験計画について (2) 職員の昇任選考について (3) 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則及び職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について (4) 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則について (5) 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
27	令和 8 年 3 月 9 日 (定例会)	1 議案 (1) 人事委員会事務局職員の任命について (2) 給与簿に関する規則の一部を改正する規則について (3) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則について (4) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について (5) 沖縄県会計年度任用職員の基本報酬額に係る協議について
28	令和 8 年 3 月 17 日 (定例会)	1 議案 (1) 令和 8 年度警察官採用試験の実施に関する事務の一部委任について (2) 選考の実施に関する事務の委任について (3) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について (4) 職員の昇任選考について (5) 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則について (6) 地域手当に関する規則の一部を改正する規則について (7) 地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について (8) 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について (9) 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
29	令和 8 年 3 月 24 日 (定例会)	1 議案 (1) 沖縄県人事委員会事務局公文書管理規程の制定について (2) 社会人経験者を対象とした沖縄県職員採用選考試験における第 1 次試験合格者基準及び評定基準等の制定について

		(3) 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則について (4) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について (5) 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について (6) 初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則について (7) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 報告 (1) 令和7年度労働基準・労働安全衛生に関する実態調査結果報告について (2) 個人情報の保護に関する法律に基づく人事委員会の処分に係る審査基準について
--	--	--

(6) 規則の制定、改廃の状況

令和7年度に人事委員会で制定、改正及び廃止した規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行期日)	規 則 名	規 則 の 概 要
R 7 18	R 7. 5. 27 (R 7. 4. 1)	沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体の追加及び団体名を改めることに伴う所要の改正を行った。
19	R 7. 7. 31 (R 7. 10. 1)	勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正に伴い、1時間を単位とする介護休暇及び介護時間の範囲を改め、3歳に満たない子を療養する職員に対する育児期両立支援制度等の請求等に係る意向確認等の期間を定める改正を行った。
20	R 7. 7. 31 (R 7. 10. 1)	育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、部分休業をすることができる非常勤職員の要件に係る所要の改正を行った。
21	R 7. 7. 31 (R 7. 10. 1)	会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の仕事と介護の両立支援拡充を図るため、1時間を単位とする介護休暇及び介護時間の範囲について所要の改正を行った。
22	R 7. 12. 26 (R 8. 1. 1)	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)の備考欄が改正されることに伴う所要の改正を行った。
23	R 7. 12. 26 (R 7. 12. 26)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の月額を引き上げる改正を行った。
24	R 7. 12. 26 (R 7. 12. 26) (R 8. 4. 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正による勤勉手当の支給割合の改正に伴い、同手当の成績率について、所要の改正を行った。
25	R 7. 12. 26 (R 8. 1. 1)	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、教員特殊業務手当の人事委員会規則で定める程度を週休日又は休日等については4時間程度とするなど所要の改正を行った。

26	R 7.12.26 (R 7.12.26) (R 8.4.1)	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤勉手当の成績率の上限について、期末手当及び勤勉手当に関する規則の改正を行ったことを踏まえ、会計年度任用職員の成績率の上限について改正を行った。
R 8 1	R 8.2.10 (R 8.2.12)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特地公署として指定されている八重山農林水産振興センター与那国駐在（与那国町字与那国 125 番地）が施設の老朽化により与那国町字与那国 4792 番地へ移転したことに伴い、特地公署及びその級別区分を定めた別表の改正を行った。
2	R 8.3.3 (R 8.3.3)	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)の適用を受ける4級の職員に係る規定を改めた。
3	R 8.3.6 (R 8.3.6)	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	職員を退職した者が、任命権者への再就職の届出を要しない場合の報酬額を改めた。
4	R 8.3.10 (R 8.4.1)	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	公共的行事に参加し、職務に専念する義務を免除される場合の要件を改めた。
5	R 8.3.17 (R 8.4.1)	会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、年次休暇の付与時期の要件緩和、災害に係る有給休暇の取得事由の拡大及び無給休暇に係る所要の改正を行った。
6	R 8.3.31 (R 8.3.31)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	引用元の条項にずれが生じていることから所要の改正を行った。
7	R 8.3.31 (R 8.4.1)	給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則	知事部局及び議会事務局において、令和8年4月の組織改編に伴い、部等の内部組織及び職の改廃があることから、次の人事委員会規則について所要の改正を行った。 ・給料表の適用範囲に関する規則 ・初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 ・管理職手当に関する規則 ・期末手当及び勤勉手当に関する規則 ・管理職員等の範囲を定める規則

8	R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	薬剤師に対する初任給基準の引き上げ及び初任給調整手当の支給の新設を行うため、次の人事委員会規則について改正を行った。 ・初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 ・初任給調整手当に関する規則
9	R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	管理職手当について、国及び他の都道府県との均衡を考慮し、職務、職責に応じた手当額へ改正を行った。
10	R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則	職員の月例給与水準を適切に確保するための措置として、第二種初任給調整手当を新設し、その他所要の改正を行った。
11	R 8. 3. 31 (R 8. 3. 31) (R 8. 4. 1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	自動車等使用者に対する通勤手当について、現行の距離区分における手当額の引き上げ、「100km 以上」を上限とする距離区分の新設及び1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設について改正を行った。
12	R 8. 3. 31 (R 8. 3. 31)	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	宿日直手当の支給額の限度を引き上げること等を内容とする沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、人事委員会規則で定める額について改正を行った。
13	R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	給与簿に関する規則の一部を改正する規則	子ども・子育て支援法の改正により子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されることに伴い、職員別給与簿及び給与支払簿について所要の改正を行った。
14	R 8. 3. 31 (R 8. 3. 31) (R 8. 4. 1)	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特勤勤務手当等の額の算定基礎を「現に受ける給料等」のみとするとともに、特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象となる職員について、新たに給料表の適用を受ける職員を規定し、その他所要の改正を行った。また、特勤公署の新設や廃止に伴い、特勤公署及びその級別区分を定めた別表の改正及び追加を行った。
15	R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県内の地方公共団体等における職の新設及び廃止等に伴い、人事委員会規則で定める管理職員等の範囲について、所要の改正を行った。

16	R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、校務の種類に応じた加算額に係る規定を新たに定め、また、別表第1及び別表第2で定める額について改正を行った。
17	R 8. 3. 31 (R 9. 1. 1)	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	多学年を担当する学級担任の処遇については、義務教育等教員特別手当における担任加算措置によることと整理し、特殊勤務手当のうち多学年学級担当手当を廃止する改正を行った。
18	R 8. 3. 31 (R 8. 3. 31) (R 8. 4. 1)	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、自動車等使用者に係る通勤手当の支給額の引上げ及び宿日直手当の支給限度額の引上げについて改正を行った。
19	R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	地域手当の経過措置に係る令和8年4月1日からの支給割合について、愛知県名古屋市に係る級地の区分及び支給割合の改正を行った。

(7) 条例案に対する意見の状況

地公法第5条第2項の規定に基づき、県が職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を定めるときには、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

令和7年度に議会に提案された条例案に対する意見の開陳は、次のとおりである。

年 月 日	条 例 案	意 見 の 開 陳
令和7年6月17日	乙第1号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」	乙第1号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては妊娠、出産時及び育児期の職員に対する仕事と育児等との両立に関する支援制度を充実・拡充するものであり、適当であると考えます。
令和7年6月17日	乙第2号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」	乙第2号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され部分休業制度が拡充されたことに伴うものであり、当委員会としては適当であると考えます。
令和7年11月26日	乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」	乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、「沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正」、「沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正」、「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」及び「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては、去る10月7日に当委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。
令和7年12月10日	乙第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」	乙第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、去る10月7日に当委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しや他の都道府県との均衡を考慮し、教職調整額の支給額の引き上げ等

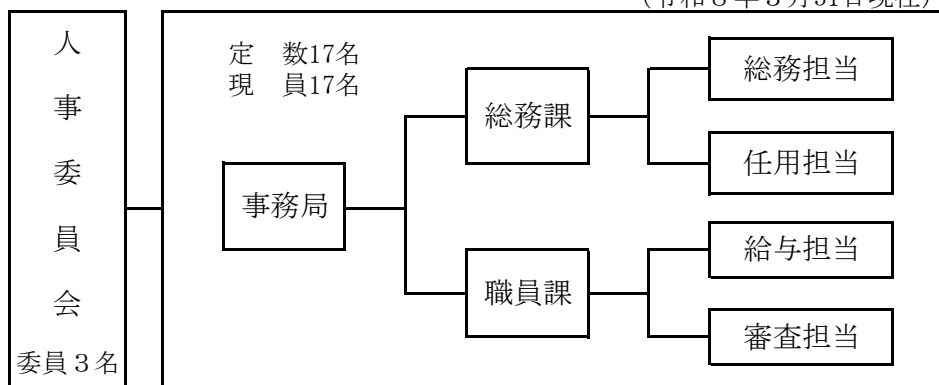
		及び教員特殊業務手当の支給額を見直すための改正であり、適当であると考えます。
令和 8 年 2 月 10 日	「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」	乙第 2 号議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、昨年 10 月 7 日に、当委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」並びに国及び他の都道府県の状況等を考慮し、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。
令和 8 年 2 月 10 日	乙第 3 号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」	乙第 3 号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、教職員の職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図るため、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されたこと等を踏まえ、部活動指導業務に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げるなどの改正を行うものであることから、適当であると考えます。

2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

(1) 組織

人事委員会及び事務局の組織は、次のとおりである。

(令和8年3月31日現在)



(2) 事務分掌

人事委員会事務局各課の分掌事務は、次のとおりである。

(沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則)

【総務課】

- ① 人事委員会の会議及び人事委員に関すること。
- ② 公印に関すること。
- ③ 文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。
- ④ 予算、決算及び経理に関すること。
- ⑤ 物品の調達及び管理に関すること。
- ⑥ 事務局の組織並びに事務局職員の人事、給与、服務、研修及び厚生福利に関すること。
- ⑦ 人事行政に関する事項の調査研究及び勧告に関すること。
- ⑧ 人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。
- ⑨ 競争試験、選考その他任用に関すること。
- ⑩ 分限、懲戒及び服務に関すること。
- ⑪ 退職管理に関すること。
- ⑫ 人事評価の実施及び研修についての勧告に関すること。
- ⑬ 定年、勤務延長等に関すること。
- ⑭ 公益的法人等への派遣等に関すること。
- ⑮ 任期付職員の採用等に関すること。
- ⑯ 人事委員会規則その他諸規程の審査に関すること。
- ⑰ 人事行政の運営等の状況の報告に関すること。
- ⑱ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ⑲ その他他課の所管に属しないこと。

【職員課】

- ① 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。
- ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- ③ 給与の支払の監理に関すること。
- ④ 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- ⑤ 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- ⑥ 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- ⑦ 職員の苦情処理に関すること。
- ⑧ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
- ⑨ 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- ⑩ 職員団体の登録等に関すること。
- ⑪ 地方公共団体から委託された公平委員会の事務(退職管理に関するものを除く。)の処理に関すること。
- ⑫ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議等に関すること。

(3) 予算の状況（歳出）

人事委員会の予算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	節	R 7		R 8	
				予算現額	決算額	当初予算	事項別予算額
総務費	人事委員会費	委員会費	報酬	6,864	6,864	6,864	委員会費 7,587
			旅費	519	224	529	
			交際費	3	0	3	
			負担金、補助及び交付金	191	131	191	
			小 計	7,577	7,219	7,587	
		事務局費	報酬	4,594	4,589	4,583	職員費 158,747 事務局運営費 6,248 職員採用試験費 32,986 公平関係事務費 1,871 労働基準監督費 387 職員給与等実態調査費 3,196 計 203,435
			給料	75,716	75,715	78,555	
			職員手当等	54,485	52,960	54,131	
			共済費	27,090	26,364	27,829	
			報償費	771	600	1,071	
			旅費	5,119	2,985	5,240	
			需用費	10,136	7,852	9,043	
			役務費	1,230	460	1,160	
			委託料	18,775	16,592	15,091	
			使用料及び賃借料	3,475	2,301	3,982	
			備品購入費	0	0	0	
			負担金、補助及び交付金	2,775	2,690	2,750	
			小 計	204,166	193,108	203,435	
			合 計	211,743	200,327	211,022	

(4) その他諸会議の開催状況

令和7年度人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

	国 関 係	全国人事委員会連合会	九州地方人事委員会協議会	そ の 他
R7. 4月				
5月			委員長会議 (鹿児島県)	
6月		第133回総会 (東京都)		
7月		第68回公平審査事務研修会 (埼玉県)		
8月	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議 (リモート開催)		給与担当課長・給与専門部会合同会議 (沖縄県)	
9月			委員長・事務局長合同会議 (熊本県)	
10月				
11月			○給与専門部会 (大分県) ○公平担当課長及び労働福祉・公平専門部会合同会議 (北九州市)	
12月			総務・任用専門部会 (福岡県)	
R8. 1月				
2月			事務局長会議 (熊本県)	
3月				

3 任用関係業務

法第15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、昭和47年5月15日に、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」を公布、施行した。

同規則に基づき実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

(1) 採用試験、選考の状況

ア 採用試験の実施状況

(ア) 上級試験

上級試験は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験であり、令和7年度の試験区分は、行政、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務及び警察事務の16区分である。

また、令和7年度は、電気、機械、土木、建築及び農業土木の5区分で上級（特別枠）試験を実施した。

令和7年度上級試験（特別枠含む。）の申込者数は902人で、前年度に比べ234人減少し、受験者総数は716人で前年度に比べ192人減少した。受験率は79.4%で、前年度に比べ0.5ポイント低下した。最終合格者数は222人で前年度に比べ19人減少し、競争倍率は3.2倍で、前年度に比べ0.6ポイント低下した。

（過去5年間の実績）

	申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	合格者数		最終合格者増減数	競争倍率
						一次試験	最終		
令和3年度	1,568	33	1,327	44	84.6	286	184	△22	7.2
令和4年度	1,516	△52	1,272	△55	83.9	312	230	46	5.5
令和5年度	1,283	△233	1,074	△198	83.7	314	210	△20	5.1
令和6年度	1,136	△147	908	△166	79.9	341	241	31	3.8
うち、上級	1,054	△229	875	△199	83.0	330	234	24	3.7
うち、上級（特別枠）	82	82	33	33	40.2	11	7	7	4.7
令和7年度	902	△234	716	△192	79.4	267	222	△19	3.2
うち、上級	814	△240	651	△224	80.0	244	201	△33	3.2
うち、上級（特別枠）	88	6	65	32	73.9	23	21	14	3.1

(イ) 中級試験

中級試験は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、県立学校事務Ⅰ、Ⅱ及び市町村立学校事務の3区分となっている。

令和7年度試験の申込者総数は331人で、前年度に比べ103人減少し、受験者総数は209人で前年度に比べ67人減少した。受験率は63.1%で、前年度に比べ0.5ポイント低下した。

最終合格者数は41人で前年度に比べ4人増加し、競争倍率は5.1倍で、前年度に比べ2.4ポイント低下した。

（過去5年間の実績）

項目 年度	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和3年度	647	△60	458	△49	70.8	50	25	2	18.3
令和4年度	543	△104	368	△90	67.8	84	47	22	7.8

令和5年度	453	△90	297	△71	65.6	86	56	9	5.3
令和6年度	434	△19	276	△21	63.6	78	37	△19	7.5
令和7年度	331	△103	209	△67	63.1	85	41	4	5.1

(り) 初級試験

初級試験は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。令和7年度の試験区分は、一般事務、土木、農業土木、農業管理、畜産管理及び警察事務の6区分となっている。

令和7年度試験の申込者総数は274人で、前年度に比べ157人減少し、受験者総数は110人で前年度に比べ146人減少した。受験率は40.1%で、前年度に比べ19.3ポイント低下した。

最終合格者数は33人で前年度に比べ11人増加し、競争倍率は3.3倍で、前年度に比べ8.3ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和3年度		747	△5	349	△49	46.7	42	14	△3	24.9
令和4年度		693	△54	280	△69	40.4	31	17	3	16.5
令和5年度		446	△247	199	△81	44.6	20	10	△7	19.9
令和6年度		431	△15	256	57	59.4	33	22	12	11.6
令和7年度		274	△157	110	△146	40.1	53	33	11	3.3

※令和6年度試験から「農業管理」、「畜産管理」の試験区分が追加。

(エ) 警察官A試験

警察官A試験は、大学卒業者又は卒業見込者を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和7年度試験の申込者総数は216人で、前年度に比べ32人減少し、受験者総数は155人で前年度に比べ41人減少した。受験率は71.8%で、前年度に比べ7.2ポイント低下した。最終合格者数は39人で前年度に比べ10人減少し、競争倍率は4.0倍で、前年度と同値であった。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和3年度		385	42	264	△14	68.6	132	53	△5	5.0
令和4年度		292	△93	213	△51	72.9	109	33	△20	6.5
令和5年度		219	△73	166	△47	75.8	87	38	5	4.4
令和6年度		248	29	196	30	79.0	122	49	11	4.0
令和7年度		216	△32	155	△41	71.8	89	39	△10	4.0

(オ) 警察官B試験

警察官B試験は、大学卒業者（卒業見込者を含む。）以外を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和7年度試験の申込者総数は455人で、前年度に比べ100人減少し、受験者総数は244人で前年度に比べ100人減少した。受験率は53.6%で、前年度に比べ8.4ポイント低下した。

最終合格者数は61人で前年度に比べ4人増加し、競争倍率は4.0倍で前年度に比べ2.0ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和3年度	950	78	539	8	56.7	271	89	22	6.1
令和4年度	794	△156	403	△136	50.8	172	72	△17	5.6
令和5年度	566	△228	271	△132	47.9	115	31	△41	8.7
令和6年度	555	△11	344	73	62.0	195	57	26	6.0
令和7年度	455	△100	244	△100	53.6	151	61	4	4.0

(カ) 障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的とした選考試験である。試験区分は、一般事務の1区分となっている。

令和7年度試験の申込者数は34人で、前年度と比べ12人減少し、受験者数は28人で前年度に比べ11人減少した。受験率は82.4%で、前年度に比べ2.4ポイント低下した。

最終合格者数は4人で前年度に比べ3人減少し、競争倍率は7.0倍で前年度に比べ1.4ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和3年度	45	7	39	4	86.7	14	6	△1	6.5
令和4年度	43	△2	35	△4	81.4	22	11	5	3.2
令和5年度	42	△1	34	△1	81.0	16	9	△2	3.8
令和6年度	46	4	39	5	84.8	12	7	△2	5.6
令和7年度	34	△12	28	△11	82.4	11	4	△3	7.0

(キ) 試験成績情報の提供

沖縄県人事委員会では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、受験者本人の同意があるとき又は本人に提供するときは、受験者の得点及び順位の情報を提供する。

令和7年度の情報提供件数は次のとおり。

試験種類	開示した内容	件数
上級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	59
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	107
上級（特別枠）	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	0
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	3
中級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	17
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	26
初級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	1
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	13
警察官A	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	15
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	38
警察官B	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	16
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	59
障害者を対象とした選考に係る試験	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	1
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	5

イ 採用試験の実施日程

令和7年度採用試験の実施日程は、次のとおりである。

試験種類	試験公告日	受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	最終合格発表日
上級	4月25日	4月25日 ～ 5月16日	6月15日	6月27日	7月5日 ～ 8月1日	8月15日
上級（特別枠）	2月28日	2月28日 ～ 3月17日	4月20日	5月2日	5月19日 ～ 5月23日	6月6日
中級	6月30日	7月7日 ～ 7月28日	9月28日	10月10日	10月25日 ～ 11月12日	11月28日
初級	6月30日	7月7日 ～ 7月28日	9月28日	10月10日	10月25日 ～ 11月12日	11月28日
警察官A	4月25日	4月25日 ～ 5月16日	7月13日	7月25日	8月9日 ～ 8月26日	9月19日
警察官B	6月30日	6月30日 ～ 8月7日	10月19日	10月31日	11月15日 ～ 12月2日	12月19日
障害者を対象とした選考	公告対象外	7月7日 ～ 7月28日	10月19日	10月31日	11月14日 ～ 11月19日	12月5日

ウ 採用試験の対象職及び給料月額

試験種類ごとの対象となる職及び給料月額は、次のとおりである。

給料月額

試験種類	対象職		給料月額
上級、上級（特別枠）	行政職給料表	1級25号給	232,000円
	企業職給料表	1級25号給	232,000円
	病院事業行政職給料表	1級25号給	232,000円
	研究職給料表	2級1号給	246,800円
中級	行政職給料表	1級15号給	216,500円
初級	行政職給料表	1級5号給	200,300円
警察官A	公安職給料表	1級21号給	265,600円
警察官B	公安職給料表	1級3号給	230,400円
障害者を対象とした選考	行政職給料表	1級1号給	195,800円

※ 給料月額は、令和8年3月31日現在のものである。

※ 職務の級及び号給は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第10条第2項及び第11条第1項第1号の規定に基づく例。

エ 採用試験の受験資格

令和 7 年度採用試験の受験資格は、次のとおりである。

試験種類	受験資格
上級 上級（特別枠）	1 次のいずれかに該当する者 (1) 平成 2 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴不問） (2) 平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みのもの（人事委員会が同等の資格があると認めるものを含む。） ※「心理」の試験区分については、1 に加え、大学において心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みであること。 ※「社会福祉」の試験区分については、1 に加え、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士となる資格を有する者 (2) 社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和 8 年 3 月までに当該任用資格を取得する見込みの者 ※「警察事務」の試験区分については、1 に加え、日本国籍を有する者
中級	1 平成 4 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者(学歴不問) ※「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1 に加え、図書館法に規定する司書となる資格を有する者又は令和 8 年 3 月までに当該資格を取得する見込みの者
初級	1 平成 16 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者（大学における在学期間が 2 年を超える者を除く。） ※「警察事務」の試験区分については、1 に加え、日本国籍を有する者
警察官 A （沖縄県）	1 次のいずれにも該当する者 (1) 平成 3 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 大学を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) (3) 日本国籍を有する者
警察官 B （沖縄県）	1 次のいずれにも該当する者 (1) 平成 3 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 次の要件に該当しない者 大学を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。） (3) 日本国籍を有する者
障害者を対象とした選考	1 次のいずれにも該当する者 (1) 平成 2 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 次の手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨の診断書・意見書 イ 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 ※手帳等は、受験申込日及び受験当日において有効であることが必要

※法第 16 条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

※「大学」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学(短期大学を除く)をいう。

オ 採用試験の実施方法

令和7年度採用試験の実施方法は、次のとおりである。

試験種類	第一次試験	第二次試験	資格調査
上級	教養試験 (事務系) 択一式 50 問 (2 時間 30 分) (技術系) 択一式 30 問 (2 時間) 専門試験 択一式 40 問 (2 時間)	口述試験 個別面接 (上級、上級 (特別枠)、中級、初級) 集団討論 (上級) 論文試験 (上級・中級) 1,000 字以内 (2 時間) 作文試験 (初級) 600 字以内 (1 時間)	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等
上級 (特別枠)	教養試験 (SCOA) 択一式 120 問 (1 時間) 専門試験 択一式 30 問 (2 時間)		
中級	教養試験 択一式 50 問 (2 時間 30 分) 専門試験 択一式 40 問 (2 時間)		
初級	教養試験 択一式 50 問 (2 時間 30 分) 専門試験 (土木・農業土木) 択一式 40 問 (2 時間) 専門試験 (農業管理・畜産管理) 択一式 30 問 (2 時間)		
警察官 A 警察官 B	教養試験 択一式 50 問 (2 時間 30 分)	口述試験 個別面接 論文試験 (警察官 A) 1,000 字以内 (2 時間) 作文試験 (警察官 B) 600 字以内 (1 時間) 身体検査 (医療機関で検査) 聴力、視力、色覚等 身体測定 身体の諸機能 体力検査 20m シャトルラン、腕立て伏せ、反復横跳び、上体起こし 資格加点 救急救命士、語学、簿記、情報処理、武道等の資格	
障害者を対象とした選考試験	教養試験 択一式 40 問 (2 時間)	口述試験 個別面接 作文試験 600 字以内 (1 時間)	

カ 採用試験の実施結果

令和7年度採用試験の実施結果は、次のとおりである。

(令和8年4月1日現在)

試験種類	試験区分	採用 予定数 (計画公表時)	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験率 (%) (B/A×100)	第一次 合格者	最終 合格者 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者		
									採用 者数	辞退者 等数	未採用 者数
上級	行政	89名程度	538	438	81.4	147	122	3.6	78	44	0
	心理	若干名	9	9	100.0	6	6	1.5	4	2	0
	社会福祉	12名程度	33	29	87.9	12	10	2.9	9	1	0
	電気	8名程度	13	5	38.5	4	3	1.7	2	1	0
	機械	6名程度	12	6	50.0	3	3	2.0	2	1	0
	土木	31名程度	19	15	78.9	6	6	2.5	5	1	0
	建築	8名程度	6	1	16.7	0	0	-	-	-	0
	化学	若干名	18	13	72.2	10	9	1.4	5	4	0
	農業	10名程度	20	16	80.0	7	5	3.2	4	1	0
	農業土木	若干名	5	2	40.0	2	2	1.0	0	2	0
	農芸化学	5名程度	8	6	75.0	2	1	6.0	1	0	0
	畜産	若干名	6	5	83.3	4	4	1.3	4	0	0
	林業	8名程度	6	4	66.7	2	1	4.0	1	0	0
	水産	6名程度	11	10	90.9	8	5	2.0	5	0	0
	病院事務	27名程度	57	48	84.2	19	15	3.2	6	9	0
	警察事務	若干名	53	44	83.0	12	9	4.9	7	2	0
小計			814	651	80.0	244	201	3.2	133	68	0
上級 特別 枠	電気	5名程度	21	16	76.2	9	7	2.3	5	2	0
	機械	若干名	13	12	92.3	5	5	2.4	4	1	0
	土木	16名程度	29	19	65.5	4	4	4.8	2	2	0
	建築	5名程度	13	11	84.6	4	4	2.8	3	1	0
	農業土木	5名程度	12	7	58.3	1	1	7.0	1	0	0
小計			88	65	73.9	23	21	3.1	15	6	0
中級	県立学校事務Ⅰ	9名程度	113	60	53.1	31	16	3.8	9	7	0
	県立学校事務Ⅱ	若干名	39	32	82.1	9	3	10.7	3	0	0
	市町村立学校事務	24名程度	179	117	65.4	45	22	5.3	15	7	0
	小計		331	209	63.1	85	41	5.1	27	14	0
初級	一般事務	5名程度	178	74	41.6	31	20	3.7	12	8	0
	土木	若干名	7	5	71.4	2	2	2.5	2	0	0
	農業土木	若干名	1	1	100.0	0	0	-	0	0	0
	農業管理	若干名	5	3	60.0	2	1	3.0	1	0	0
	畜産管理	若干名	1	1	100.0	0	0	-	0	0	0
	警察事務	若干名	82	26	31.7	18	10	2.6	5	5	0
	小計		274	110	40.1	53	33	3.3	20	13	0
警察官	警察官A(男性)	20名程度	167	123	73.7	70	30	4.1	27	3	0
	警察官A(女性)	8名程度	49	32	65.3	19	9	3.6	9	0	0
	警察官B(男性)	20名程度	317	172	54.3	103	39	4.4	31	8	0
	警察官B(女性)	8名程度	138	72	52.2	48	22	3.3	19	3	0
	小計		671	399	59.5	240	100	4.0	86	14	0
総計			2,178	1,434	65.8	645	396	3.6	281	115	0

障害者を対象とした選考試験

一般事務	若干名	34	28	82.4	11	4	7.0	4	0	0
------	-----	----	----	------	----	---	-----	---	---	---

キ 採用候補者名簿登載者の状況

令和7年度採用候補者名簿登載者の状況は、次のとおりである。

試験 種 類	試験区分	名簿登載者	学歴				年齢※																			
			大学卒者※	短大卒者※	高卒者※	その他 中卒者、 その他	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳		
上級	行政	122	120		1	1					48	31	14	10	4	1	3	2	2	1			1	1	4	
	心理	6	6							1			1	3				1								
	社会福祉	10	10							2	1	2			1	1				2			1			
	電気	3	3								2	1														
	機械	3	3							1		1		1												
	土木	6	6							1	2	3														
	建築	0																								
	化学	9	9							2	3		1					1				1			1	
	農業	5	4			1				1		1	2		1											
	農業土木	2	2							1	1															
	農芸化学	1	1										1													
	畜産	4	4							2	1			1												
	林業	1	1								1															
	水産	5	5							2	1				2											
	病院事務	15	15							4	1	2	2	1			1		2	1				1		
	警察事務	9	9							1	1	1		3	1	1									1	
	小計	201	198		1	2					66	45	25	17	13	6	6	3	5	4	1	2	2	6		
上級特別枠	電気	7	7								3		1	2		1										
	機械	5	5								1	1	1	1		1										
	土木	4	4								2	1						1								
	建築	4	4								2	1											1			
	農業土木	1	1													1										
	小計	21	21								8	3	2	3		3		1					1			
中級	県立学校事務Ⅰ	16	15		1						7	3	1		1		1	1	1	1						
	県立学校事務Ⅱ	3	3													1		1		1						
	市町村立学校事務	22	18		4				3		4	2		4	1	1	1	2	2	1			1			
	小計	41	36		5				3		11	5	1	4	2	2	2	4	3	3			1			
初級	一般事務	20			19	1	8	5	6	1																
	土木	2		1	1		1		1																	
	農業土木																									
	農業管理	1			1		1																			
	畜産管理																									
	警察事務	10			10		3	1	4	2																
	小計	33		1	31	1	13	6	11	3																
警察官	警察官 A(男性)	30	30								10	6	2	4	4	1	1				1	1				
	警察官 A(女性)	9	9								4	2	2			1										
	警察官 B(男性)	39			39		7	13	11	2	2	1	1		1			1								
	警察官 B(女性)	22			22		4	8	5	3		1			1											
	小計	100	39		61		11	21	16	5	16	10	5	4	6	2	1	1			1	1				
合計		396	294	1	98	3	24	27	30	8	101	63	33	28	21	13	9	9	8	8	2	4	2	6		

障害者を対象とした選考試験

一般事務	4	2		1	1	1								1	1											1
------	---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※「年齢」は、令和8年4月1日時点のもの。

※「大学卒者」、「短大卒者」及び「高卒者」は、それぞれ卒業見込者を含む。

※「大学卒者」は、大学院の卒業者、卒業見込者及び在学者を含む。

ク 採用選考

職員の採用は競争試験で行うことが原則であるが、競争試験によって採用することが適当でない職種については、選考で行うことができるとされている。

職員の任用に関する規則にあっては、選考によることができるものとして、組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職で巡査部長以上の職、現業職員の職のほか、人事委員会が競争試験によることが適当でないと認める職を規定している。

選考は、原則として人事委員会が行うが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職（人事交流による場合に限る。）、現業職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。また、一部の専門性、特殊性が認められる職や再採用選考の職については、選考に係る事務の一部又は全部を任命権者に委任することができることとしている。

令和7年度に任命権者からの申請に基づき、人事委員会が承認した採用選考は次のとおりである。ただし、障害者採用選考を除く（前項キを参照）。

職	選考申請人員					選考承認人員
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	計	
統括監級	1	1			2	2
課長級		3			3	3
班長級		8			8	8
主査級		21			21	21
主事・主任級	4	1	1	1	7	7
心理	2				2	2
社会福祉	4				4	4
主任研究員	1				1	1
主任技師	1				1	1
学芸員	1				1	1
機関長	2				2	2
機関士	1				1	1
職業訓練指導員	2				2	2
学校栄養職員		2			2	2
医師	9			68	77	77
看護師				20	20	20
薬剤師				4	4	4
言語聴覚士				2	2	2
診療放射線技師				3	3	3
理学療法士				3	3	3
視能訓練士				1	1	1
臨床工学技士				2	2	2
臨床検査技師				2	2	2
獣医師	1				1	1
警視			4		4	4
巡査部長			3		3	3
巡査			2		2	2
船員			2		2	2
計	29	36	12	106	183	183

※県警においては、平成21年度から再採用選考を実施。

※知事部局においては、令和6年度から技術職に係る再採用選考を実施。

(2) 昇任試験の状況

ア 警察官昇任試験の実施状況

警察官の昇任試験の実施等については、職員の任用に関する規則第 36 条第 1 項の規定に基づき警察本部長に委任している。

令和 7 年度に警察本部長が実施した昇任試験の状況は、次のとおりである。

区分	受験資格	試験日	申込者	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	競争率
巡査部長	在級年数 大学卒:巡査の階級に 3 年以上在級している者 短大卒:巡査の階級に 4 年以上在級している者 その他:巡査の階級に 5 年以上在級している者 術科:柔剣道いずれかの有段者で、かつ、逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和 7 年 6 月 28 日(土) 第二次試験 令和 7 年 7 月 23 日(水) 第三次試験 令和 7 年 9 月 1 日(月)～9 月 2 日(火)	637	615	103	69	60	10.3
警部補	在級年数 大学卒:巡査部長の階級に 2 年以上在級している者 短大卒:巡査部長の階級に 3 年以上在級している者 その他:巡査部長の階級に 4 年以上在級している者 術科:柔剣道いずれかの有段者で、かつ、逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和 7 年 7 月 5 日(土) 第二次試験 令和 7 年 7 月 29 日(火) 第三次試験 令和 7 年 9 月 8 日(月)～9 月 9 日(火)	555	523	76	45	34	15.4
警部	在級年数 警部補の階級に 4 年以上在級している者 術科:柔剣道いずれかの有段者で、かつ、逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和 7 年 7 月 26 日(土) 第二次試験 令和 7 年 8 月 20 日(水) 第三次試験 令和 7 年 10 月 6 日(月)～10 月 7 日(火)	371	344	32	22	12	30.9

※ 在級期間の計算

休職、療養又は育児休業期間が 6 か月を超える場合、これらの期間を除く。

イ 昇任選考の状況

組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち警視の職その他人事委員会が選考によることが適当であると認める職等への昇任については、選考により行うものとしている。

なお、(1)組織上の職が主査及びこれに相当する職以下の職、(2)警察官の階級上の職のうち、警部、警部補及び巡査部長の職、(3)公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し、又は著しい障害の状態となった者の上位の職、(4)20年以上勤務して退職する者で、在職中の人事評価が特に優れていると認められるものの上位の職、(5)上記(3)、(4)に準ずる者と認められるものの上位の職への昇任についての選考は、任命権者に委任することとしている。

令和7年度に人事委員会が行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

職	昇任選考者数							
	知事部局	企業局	病院 事業局	議会 事務局	監査委員 事務局	教育 委員会	警察 本部	計
部長級	12			1		1		14
統括監級	22		3	2		1	7	35
課長級	34		6		1	8	16	65
班長級	80	2	35			15	5	137
主査級								
主任級	2							2
計	150	2	44	3	1	25	28	253

(3) 臨時的任用

法第22条の3第1項では、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と規定されている。

これを受け、職員の任用に関する規則では、臨時的任用を行うことができる場合として次のように定めている。

ア 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合

イ 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

ウ 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、ア及びウの場合並びにイに該当する臨時的任用が職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があったものとみなしている。

また、臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができ、この場合も人事委員会の承認があったものとみなしている。

令和7年度における臨時的任用に係る承認状況（みなし承認を除く。）は、次のとおりである。

職名	知事部	教育委員会	警察本部	計
主事	20		10	30
事務主事		2		2
計	20	2	10	32

(4) 公益的法人等への職員の派遣等

地方公共団体における職員派遣に統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化を図ること等を目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）が制定され、これに伴い、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年沖縄県条例第 45 号）が制定された。

同条例及び同条例に基づく沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年沖縄県人事委員会規則第 2 号）において、職員を派遣（退職派遣を含む。）することのできる団体を次のとおり定めている。

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

条例第 2 条第 1 項第 2 号

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

規則別表第 1（第 2 条関係）

公益社団法人沖縄県地域振興協会
公益財団法人沖縄科学技術振興センター
公益財団法人おきなわ女性財団
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
一般財団法人沖縄県北部医療財団
一般社団法人沖縄県農業会議
公益財団法人沖縄県農業振興公社
公益社団法人沖縄県糖業振興協会
公益財団法人沖縄県畜産振興公社
一般財団法人沖縄県水産公社
一般社団法人沖縄県漁港漁場協会
公益財団法人沖縄県産業振興公社
一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
公益財団法人沖縄県文化芸術振興会
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
公益財団法人沖縄伝統空手道振興会
公益財団法人沖縄県スポーツ協会
公益財団法人沖縄県建設技術センター
一般財団法人沖縄美ら島財団
一般財団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

規則別表第 2（第 2 条関係）

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
日本赤十字社
沖縄県農業共済組合
沖縄県土地改良事業団体連合会
全国漁業信用基金協会
沖縄県土地開発公社
日本下水道事業団
沖縄県住宅供給公社

規則別表第 3（第 2 条関係）

地方公共団体金融機構
地方税共同機構
公益社団法人地域医療振興協会

規則別表第 4（第 5 条関係）

那覇空港ビルディング株式会社
沖縄県環境整備センター株式会社
株式会社沖縄県物産公社
久米島空港ターミナルビル株式会社
石垣空港ターミナル株式会社
沖縄都市モノレール株式会社

(5) 服務関係

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 4 号）の一部改正

職務に専念する義務の特例に関する規則（以下「規則」という。）の一部を改正する規則を令和 8 年 3 月 10 日付け公布した。これにより、規則第 2 条第 14 号の規定に基づき職務に専念する義務の特例を認められる行事にオリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会を加えるとともに、同号の職務に専念する義務の特例が認められる公共的行事は、人事委員会が定める要件を全て満たすものであって、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限るものとした。

また、「職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 14 号に基づき公共的行事として承認したもの等について（平成 19 年 11 月 12 日付け人委第 5119 号通知）」を廃止し、新たに「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について（令和 8 年 3 月 10 日付け人委第 926 号通知）」を定め、任命権者が同号の規定に基づき承認を行う場合の要件を示すとともに、承認が行われた場合は、人事委員会への報告を行うこととした。

4 給与関係業務

(1) 給与勧告の基本的考え方

ア 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係等の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤である。

イ 民間準拠方式の合理性

国や地方公共団体の職員の給与は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、マイナス調整の場合も含め、民間企業の状況を反映させる形で決定することが最も合理的である。

ウ 公務員の身分保障

公務員の身分保障は、公務の中立性・安定性の確保を目的とするものであり、私企業からの隔離など罰則も伴う厳しい服務規律が課せられている。したがって、身分保障制度と給与水準とはそれぞれ別の次元の問題であり、公務員の給与は、その時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間企業の給与水準に合わせていくことが最も合理的である。

(2) 公民の給与の比較について

ア 人事院と全国の人事委員会の共同により企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の事業所を対象に、約 11,900 事業所、約 50 万人の個人別給与を実地調査している。

本県における実地調査は、133 事業所、4,504 人の個人別給与を実地調査した。

イ 月例給については、公民の実際に支払われた令和 7 年 4 月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を行った企業の状況を含む。）し、職種、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士を比較した。

ウ 特別給（ボーナス）については、令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月までの 1 年間の民間の支給月数と公務の年間支給月数を比較した。

(3) 令和 7 年職員の給与に関する報告及び勧告等

本委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 51 号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 52 号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告その他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行い、令和 7 年 10 月 7 日に議会及び知事に対し職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

ア 職員の給与

令和 7 年 4 月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和 7 年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、職員の総数は 20,419 人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政

職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について9種11給料表が適用されている。

このうち各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者は、4,685人であり、令和7年4月における平均給与月額、給料330,115円、扶養手当11,079円、その他20,897円の計362,091円となっている。また、その平均年齢は41.3歳、平均経験年数は18.5年、平均扶養親族数は0.9人、男女別構成は男性60.3%、女性39.7%、学歴別構成は大学卒80.1%、短大卒10.5%、高校卒9.5%、中学卒なしとなっている。

なお、職員全体の平均給与月額は、給料365,726円、扶養手当12,561円、その他22,469円の計400,756円である。また、その平均年齢は42.7歳、平均経験年数は20.0年、平均扶養親族数は1.1人、男女別構成は男性54.3%、女性45.7%、学歴別構成は大学卒82.5%、短大卒8.6%、高校卒8.8%、中学卒0.1%となっている。

イ 民間の給与

職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって133事業所を抽出のうえ、「令和7年職種別民間給与実態調査」を行った。調査では、令和7年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。併せて、給与改定の状況等について調査を行った。

(ア) 給与改定の状況等

給与改定の状況は民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は51.0%（昨年88.7%）となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は2.3%（同0%）となっている。

なお、ベース改定の慣行のない事業所の割合は46.7%（同10.3%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.7%（昨年85.5%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所の割合は2.9%（同0%）、定期昇給制度のない事業所の割合は11.3%（同14.5%）となっている。

(イ) 初任給の状況

初任給の状況については新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で37.9%（昨年24.8%）、高校卒で14.0%（同21.4%）となっており、そのうち大学卒で65.2%（同70.9%）、高校卒で86.5%（同66.3%）の事業所で、初任給は増額となっている。

(ウ) 諸手当の支給状況

a 住宅手当の支給状況

住宅手当の支給状況は、手当を支給している事業所は48.3%、借家・借間居住者に対する手当の最高支給月額の中位階層は27,000円以上28,000円未満となっている。

b 交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況については、距離段階別でみると、片道距離5kmで4,923円、10kmで7,674円、20kmで13,714円、30kmで19,602円、40kmで26,571円、50kmで38,049円、60kmで40,711円、70kmで46,678円、80kmで54,329円、90kmで60,828円、100kmで67,344円となっている。

c 特別給の支給状況

令和6年8月から令和7年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.64月分となっている。

ウ 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の令和7年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,960円(3.01%)下回っていた。

エ 物価及び生計費

(ア) 物価指数

令和7年4月の消費者物価指数(総務省)は、前年4月に比べ那覇市で3.9%、沖縄県で4.1%、全国で3.6%上昇している。

(イ) 標準生計費

本委員会が「家計調査」(総務省)等を基礎として算定した令和7年4月における那覇市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ171,110円、183,900円、196,710円となっている。

オ 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告した。

(ア) 給料表

給料表(教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。)については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定する必要がある。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(ウ) 地域手当

地域手当については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(エ) 通勤手当

a 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当については、人事院勧告の趣旨、他の都道府県の動向及び本県の実情等を踏まえ、適切に対応する必要がある。

b 月の途中に採用された職員等の通勤手当

月の途中に採用された職員等の通勤手当については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(オ) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(カ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行う必要がある。

(キ) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための措置については、国の動向、地方自治法の改正状況及び他の都道府県の動向を注視する必要がある。

(ク) その他の課題

a 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の給与については、職員との均衡を考慮し、適切に対応する必要がある。

b 在級期間表の廃止

本年の人事院の報告において、職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇の確保を推進するため、在級期間に係る制度の廃止を行うこととしていることから、本県への影響を確認しつつ、他の都道府県の動向についても注視する必要がある。

c 転勤する職員に対する給与上の措置

特勤手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の規定等の整備を行う必要がある。

また、特勤手当の額及び特勤手当に準ずる手当の額の算定基礎については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

カ 教育職員の処遇改善

教育職員の処遇については、令和6年8月の「中央教育審議会答申」において、高度専門職である教師の職務の重要性及び教職の魅力向上の必要性等を踏まえた改善を求めており、また、令和7年6月の「骨太方針2025」において、職責や業務負担に応じたメリハリのある給与体系への改善などについて閣議決定が行われたところである。

これらを受けて、国においては、高度専門職にふさわしい処遇及び職務や勤務の状況に応じた処遇を実現するための取組みを進めており、令和7年6月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、教職調整額の段階的引き上げ等が行われることとなった。当該法改正の趣旨、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、適切に対応する必要がある。

キ 勧告

本委員会は、前述（アからカまで）の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）を改正することを勧告した。

(ア) 令和7年4月の公民の給与較差改善に基づく給与改定

a 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(a) 給料表

- ① 現行の給料表を別記第 1（省略）のとおり改定すること。
- ② ①の改定後の教育職給料表(2)の備考 2 により加算される額を、職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 11,500 円とし、4 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 3,800 円とすること。

また、①の改定後の教育職給料表(3)の備考 2 により加算される額を、職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 11,500 円とし、4 級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては 4,000 円とすること。

(b) 諸手当

① 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 417,600 円とすること。

② 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円（勤務時間が通常の勤務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、11,550 円）とすること。

③ 期末手当及び勤勉手当

i 令和 7 年 12 月期の支給割合

(i) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

(ii) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.625 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.625 月分とすること。

ii 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

(i) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7125 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5125 月分とすること。

(ii) 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とすること。

b 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第2（省略）のとおり改定すること。

(b) 期末手当

① 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

② 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

c 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第3（省略）のとおり改定すること。

(b) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

① 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

② 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

d 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、aの(b)の③のi、bの(b)の①及びcの(b)の①についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、aの(a)の②については令和8年1月1日から、aの(b)の③のii、bの(b)の②及びcの(b)の②については令和8年4月1日から実施すること。

(イ) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正に伴う教育職員の処遇改善のための給与改定

a 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の改正

教育職員に支給される教職調整額について、給料月額100分の10に相当する額とすること。

ただし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの期間における教職調整額については、次の表に相当する額とすること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

b 改定の実施時期

この改定は、令和8年1月1日から実施すること。

ク 公務運営の課題に関する報告

本県では、観光需要の増加が続き、個人消費も増加しており、経済状況は回復の動きが強まっている。一方で、長引く人手不足や物価の上昇に加え、少子高齢化・

人口減少社会への対応、自然災害に備えた防災の強化など、県行政として早急に取り組むべき課題が山積している。

このように社会経済情勢が激しく変化する状況下において、県民から求められる行政ニーズは今後も多様化・複雑化していくことが想定される。これらに迅速かつ的確に対応し、質の高い信頼される行政サービスを提供し続けるためには、デジタルトランスフォーメーション（D X）の更なる推進による業務の効率化や利便性の向上等に取り組むとともに、職員の心身における健康管理体制の充実といった Well-being の実現を念頭に、職員一人一人が高い使命感とやりがいを持ち、その能力を最大限に発揮し活躍できる環境を整えることが重要である。

また、近年は職員採用試験受験者数の減少や離職者の増加など、公務における人材確保は厳しさを増している。有為な人材を継続的に確保するためには、長時間勤務の是正、多様な働き方等に対応した勤務環境の整備、処遇面での改善によって公務の魅力を高め、また、その成果を積極的に周知していくことが必要である。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、次のとおり報告する。

(ア) 人材の確保・育成及び能力や実績に基づく人事管理の推進

a 人材の確保及び育成

県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い信頼される行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、若年人口の減少や民間企業の採用の活発化、若年者の就業意識の多様化などを背景に、全国的に公務の人材確保は極めて厳しい状況にある。本県においても、職員採用試験受験者数は 10 年前の約 43 パーセントの水準まで低下しており、また、試験合格者の辞退率も高い水準で推移している。特に技術系職種や免許等を要する職の人材確保が極めて困難となっており、このような状況が続けば、これまでの行政サービスを維持できなくなることが懸念される。

有為な人材から選ばれる職場であるためには、長時間勤務の是正や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備、処遇面での改善によって、公務職場の魅力を高めていく必要がある。

また、ホームページなどの広報媒体、採用ガイダンスやインターンシップ等を通じて、県職員としてのやりがいや仕事を通じた成長、働く環境の現状や今後の改善の方向性など、公務の魅力を積極的に発信していくことも求められる。

これまで本委員会では、限られた人材を積極的に採用するため、上級試験（特別枠）の実施や再採用制度の創設など、採用機会の拡大に取り組んできたところである。しかしながら、今後とも激しい人材獲得競争が続くことが見込まれることから、引き続き職員採用試験のあり方について検討していく。具体的には、合格有効期間の延伸のほか、公務又は民間事業者等で一定の勤務経験を持つ者を対象とした試験の実施について検討を行う。

また、職員一人一人を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、職員のキャリア形成を支援する職場環境の整備を行うことは、職員の成長意欲や仕事のモチベーションにつながり、組織の活性化や人材確保のための重要な取組となる。

各任命権者にあつては、人材マネジメント基本方針等に基づき、引き続き職員一人一人の適性に応じた人材育成に取り組むとともに、管理職などマネジメ

ント層にあっては、職員本人の主体的なキャリア形成を適切にサポートすることが求められる。

b 能力及び実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や能力を高め、組織の活力を向上させるとともに、有為な人材を確保し、定着させていくためには、より職務・職責に見合った給与が受けられる人事制度へ移行していくことが重要である。

そのためには、メリハリと納得性のある人事評価制度の運用が必要であることから、各任命権者にあっては、評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていくことが必要である。

(イ) 勤務環境の整備

a 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

恒常的な長時間勤務は、職員の心身の健康を損ない、公務能率を低下させる。各任命権者においては、業務の再配分や合理化等に努めているところであるが、依然として長時間勤務が発生していることから、その是正に向け、業務の質と量に応じた職員配置を行うことが必要である。職員の人材確保が極めて厳しい状況にあることを踏まえれば、選ばれる職場としての魅力を向上させる上でも長時間勤務の是正は最も重要な課題である。

本県では、人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けており、上限を超えて時間外勤務等が発生した場合、各任命権者は事後の検証を確実に行う必要がある。

知事部においては、令和7年1月に勤務管理システムを用いた時間外勤務の類型化を行えるようになった。各任命権者においては、このような各職場の実情が分かるデータを活用し、業務の見直しや繁忙部署への十分な要員確保、人事配置の最適化などを十全に行っていただきたい。

管理監督者においては、職員の健康保持及び公務能率の向上を意識するとともに、職員の勤務時間や業務量を的確に把握し、特定の職員に過度な負担がかからないよう、業務の見直しや平準化に努め、職員においては、計画的で効率的な業務の遂行に努めるなど、自身の健康保持に主体的に取り組むことが必要である。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定は限定的であるべきことから、必要な勤務箇所を精査の上で指定し、その後速やかに全ての職員に周知しなければならないことにも留意する必要がある。

併せて、職員からの提案に基づく業務改善やDXの推進等による効率化の取組が進んでいる部分もあるが、議会对応や予算関係業務等、全庁的な長時間勤務の要因となる業務については、関係各課が協力してより一層の効率化に取り組んでいただきたい。

議会におかれても、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただいているところであるが、知事部において実施された職員アンケートの結果では、議会関係業務が長時間勤務の要因となっているとの意見が多かったことから、より一層の改善を期待する。

教職員の長時間勤務の是正については、教育委員会において、令和6年3月に「沖縄県公立学校における働き方改革推進計画」を策定し、令和6年度から令和8年度までを集中改革期間と位置づけ、教職員の勤務環境改善を進めてい

るところである。

国においては、令和6年8月の中央教育審議会答申を踏まえて「教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ」を策定した。併せて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定等を義務づけたところである。

本委員会としては、これらの法改正等を踏まえ、教職員の働き方改革の実現に向け、関係団体や地域等との連携を図りながら、実効性のある取組がより一層推進されることを強く期待する。

b 多様な働き方の実現及び仕事と生活の両立支援

職員の希望や事情に応じた働き方を実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産や育児のほか、介護、自己啓発等、各職員のライフステージに即した支援制度が広く周知され、十分に活用されることが重要である。

本年8月、人事院は、時代に即した働き方を推進するためには職員の自己実現等につながる人事制度や、個々の職員の実情に応じた柔軟な働き方を整備する必要があるとし、兼業制度（自営兼業）の見直しや、転勤を伴う異動への配慮などの取組を示した。こうした取組は、職員の仕事へのモチベーションを高め、人材確保につながり得るものであることから、本県においても、国や他都道府県の動向を注視していく必要がある。

テレワークやフレックスタイム制等による柔軟な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現により心身の健康が増進され、職員一人一人がその能力を最大限に発揮することや、公務能率の向上、組織の活力アップ等の効果が期待されるとともに公務職場の魅力向上につながるものである。テレワークについては拡充を図るとともに、在宅勤務等手当についても引き続き検討していく必要がある。また、フレックスタイム制の導入に向けて取り組んでいただきたい。

勤務間インターバルの確保により、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、職員の健康保持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、公務職場の魅力向上のほか、公務能率の向上に資するものである。国においては、令和6年4月に努力義務を規定したところであり、本県においても、導入に向けて検討する必要がある。

職員にとって、住居は生活の拠点となる重要な要素である。人事異動に際して職員が転居を必要とする場合には、各地の住環境の実態把握に努め、職員に過度な負担とならないような支援を継続し、人事異動の円滑化を推進していく必要がある。

c 心身の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものである。また、職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力高め、多様で有為な人材を確保する観点からも非常に重要である。

しかしながら、職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は依然として高い状況にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制の更なる強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を拡充するなど、

迅速かつ的確なメンタルヘルスケアを行っていただきたい。

併せて、ストレスチェック受検率の一層の向上に努め、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、集団分析結果を活用し、職員一人一人の能力が最大限に発揮されるような職場の環境改善に取り組んでいただきたい。

また、産業医の面接指導においては、月 100 時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、ストレスチェックで高ストレス者となっているなど心理的負荷の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行うなど、取組の拡充・強化を検討するとともに、長時間勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適宜実施すべきである。

テレワークやデジタルツール等を活用した業務の効率化は、長時間勤務の是正の観点でも有効であり、今後も推進していく必要がある。一方で、業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われやすくなるなど、仕事と生活の区別が曖昧となるような活用は、職員の生活時間帯の確保に支障が生じ、心身への負担が増すおそれもあるため、利用に関するルールづくりとその周知が重要である。

d ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、公務能率の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

ハラスメントを防止するためには、全ての職員がハラスメントに対する関心と理解を深めるとともに、お互いを尊重し合うハラスメントのない職場づくりに取り組むことが重要である。

各任命権者においては、引き続き研修の充実、積極的な周知等による職員の意識啓発を行うとともに、職員が安心して相談できる環境を整える必要がある。

また、近年、行政サービスにおいても利用者等からの不当・悪質な言動（いわゆるカスタマーハラスメント）が問題となっている。カスタマーハラスメントは、公務のパフォーマンスが低下するばかりでなく、職員に過度なストレスを与えることから、業務への恐怖、苦痛による配置転換や休職、退職等の多大な損失を招く事態が懸念される。

知事部においては、本年 3 月に「沖縄県カスタマーハラスメント対策基本方針」が策定されたところであるが、各任命権者においても、カスタマーハラスメントの判断基準を明確にした上で、基本的な考え方や対応方針を決定し、職員に周知するなど、組織的にカスタマーハラスメントへの対策を進める必要がある。

具体的には、職員に対してはカスタマーハラスメント対応に関する研修を実施し、また、事案によっては警察や弁護士等と連携しながら法的措置を検討するなど、組織として職員の良い勤務環境を確保する取組が求められる。

e 会計年度任用職員等の勤務環境の整備

多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、効率的で質の高い公務を行う上で、会計年度任用職員等は重要な役割を果たしている。会計年度任用職員等が意欲を持ち安心して働くためには、仕事と生活の調和がとれた勤務環境や勤務条件の整備を推進していくことが必要である。特に、管理監督者は、会計年度任用職員等の勤務時間の把握など、適切な勤務管理を行っていただきたい。

(ウ) 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生し、懲戒処分がなされている状況にある。

職員一人一人においては、自らの行動が県職員全体の信用に大きな影響を与えることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民全体の奉仕者として、高い使命感と倫理観を持って職務に精励することが肝要である。

そのために、各任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、強い決意を持って不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図り、不祥事の未然防止により一層取り組む必要がある。

(4) 令和7年給与勧告と知事の実施状況

年度	人 事 委 員 会 給 与 勧 告					実 施 状 況	
	回	勧 告 年月日	ベース 改 定	勧告等の内容	改 定 の 実施時期等	実施の 内 容	実 施 年月日
7	55	7.10.7	改定前 364,311 円 改定後 375,225 円 (R7.4平 均給与月 額)	I 令和7年4月の公民の給与較差に基づく給与改定 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正 (1) 給料表 ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。 イ アの改定後の教育職給料表(2)の備考2により加算される額を、職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては11,500円とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては3,800円とすること。 また、アの改定後の教育職給料表(3)の備考2により加算される額を、職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては11,500円とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては4,000円とすること。 (2) 諸手当 ア 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。 イ 宿日直手当 勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円(勤務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ7,050円、11,550円)とすること。 ウ 期末手当及び勤勉手当 (ア) 令和7年12月期の支給割合 a 特定幹部職員以外の職員 期末手当の支給割合を	この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)及び3の(2)のイについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(1)のイについては令和8年1月1日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。	勧告どおり	勧告どおり

			割合 期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。 イ 令和 8 年 6 月期以降の 支給割合 6 月及び 12 月に支給さ れる期末手当の支給割合 をそれぞれ 1.75 月分とす ること。 3 沖縄県一般職の任期付 職員の採用等に関する条 例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。 (2) 特定任期付職員の期末 手当及び勤勉手当につい て ア 令和 7 年 12 月期の支給 割合 期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当 の支給割合を 0.9 月分 とすること。 イ 令和 8 年 6 月期以降の 支給割合 6 月及び 12 月に支給さ れる期末手当の支給割合 をそれぞれ 0.9625 月分と し、6 月及び 12 月に支給 される勤勉手当の支給割 合をそれぞれ 0.8875 月分 とすること。 Ⅱ 公立の義務教育諸学校 等の教育職員の給与等 に関する特別措置法改正 に伴う教育職員の処遇改 善のための給与改定 1 義務教育諸学校等の教 育職員の給与等に関する 特別措置条例の改正 教育職員に支給される 教職調整額について、給 料月額 100 分の 10 に相 当する額とすること。 ただし、令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの期間における教 職調整額については、次 の表に相当する額とす ること。 R8. 1. 1～12. 31 100 分の 5 R9. 1. 1～12. 31 100 分の 6 R10. 1. 1～12. 31 100 分の 7 R11. 1. 1～12. 31 100 分の 8 R12. 1. 1～12. 31 100 分の 9		この改定 は、令和 8 年 1 月 1 日 から実施す ること。	勧告どおり 勧告どおり	勧告どおり 勧告どおり
--	--	--	---	--	---	---------------------------	---------------------------

(5) 給与承認の状況

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 10 号）の規定に基づく給与承認の状況は次のとおりである。

（単位：件）

条 項 任命権者	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則							
	第 10 条 第 1 項	第 16 条	第 17 条	第 18 条	第 19 条の 2 第 4 項	第 37 条	第 45 条	計
知 事 部 局	9	15		7			2	33
県 議 会	2			2				4
教育委員会	3	4					51	58
公安委員会								
各種委員会								
計	14	19		9			53	95

注 1：条項の説明

第 10 条第 1 項：新たに職員となった者の職務の級

第 16 条：人事交流等により異動した場合の給料月額

第 17 条：特殊な職に採用する場合等の給料月額

第 18 条：特定の職員についての給料月額

第 19 条の 2 第 4 項：人事交流等により異動した場合、給料表の適用を異にする異動の場合などにおける職務の級の在級期間の取扱い

第 37 条：表彰による特別昇給

第 45 条：その他（この規則により難しい場合の措置）

注 2：1 件の申請でも複数の条項を適用し承認した場合、それぞれの条項でカウントしている。

5 審査関係業務

(1) 公平審査関係業務等

職員が職務に専念し、適正かつ能率的な行政を行うためには、職員の身分が保障され、適正な勤務条件が確保されていなければならない。それが不十分であったり、あるいは侵害された場合、それを救済する手段として、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度があり、また、学校医等については「公務災害補償の実施に関する審査の請求」の制度が設けられている。

ア 勤務条件に関する措置の要求

地公法第8条第1項第9号、第46条及び第47条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和7年度における措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

(単位:件)

令和6年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和7年度末係属 件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	0	0	1	0	0	1	0

※職員：一般行政職員、教育職員、警察職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

イ 不利益処分についての審査請求

地公法第8条第1項第10号及び第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和7年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

(単位:件)

令和6年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和7年度末係属 件数
		処分の取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	1	0	1	0	0	1	1

※職員：前記アから条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、補償の実施に関して異議のある者から審査の請求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、裁定を行うものである。

令和7年度においては、審査の請求はなかった。

(2) 苦情処理関係業務

地公法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和7年度における苦情相談の状況は次のとおりである。

(単位:件)

令和6年度末 係属件数	新規 受付 件数	相 談 内 容															令和7年度末 係属件数
		給 与	旅 費	勤 務 時 間	休 暇	執 務 環 境	厚 生 福 利	服 務	転 任	任 用	人 事 評 価	セ ク ハ ラ	妊娠、 出産、 育児 又は介 護に 関する メンタル	パ ワ ハ ラ	い じ め・ 嫌が らせ	そ の 他	
0	30	6	0	0	1	1	0	1	3	2	3	0	1	8	1	3	0

※職員：前記(1)アと同じ。

(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行う場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

令和7年度においては、2件の意見照会があった。

(4) 職員団体関係業務

ア 職員団体の登録

職員団体の登録は、職員団体が地公法第52条及び第53条等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度であり、職員団体は、同法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録申請をすることができることとなっている。

令和7年度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名 称	初年度登録		法人格の有無	令和7年度登録事項 変更内容（変更年月日）
	番号	年 月 日		
沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	2	昭47.11.8	有	役員（令8.2.25）
沖縄県教職員組合	3	昭47.11.14	有	役員（令7.4.21）
沖縄県職員労働組合	4	昭48.4.23	有	役員（令7.5.2）
沖縄県教職員組合那覇支部	6	昭51.2.12	有	
沖縄学校事務労働組合	8	平5.6.29	有	役員（令7.4.28）
自治労連沖縄県職員労働組合	9	令3.5.18	有	役員（令8.3.3）
I R I S 沖縄	10	令6.4.16	無	

イ 法人格付与法に基づく規約の認証

地公法第 53 条の規定による登録の要件を備えていない職員団体等であっても、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号。以下「法人格付与法」という。）における所定の要件を備える場合には、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで当委員会が規約の認証をした職員団体等はない。

ウ 管理職員等の範囲

職員が職員団体を組織する場合、地公法第 52 条第 3 項により次の職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、また管理職員等の範囲は管理職員等の範囲を定める規則（昭和 48 年沖縄県人事委員会規則第 18 号）別表で定めている。

- (ア) 重要な行政上の決定を行う職員
- (イ) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (ウ) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (エ) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (オ) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

市町村（那覇市を除く）、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の公平委員会の事務について、地公法第 7 条第 4 項の規定に基づき、市町村等から事務委託を受け、平成 24 年 4 月 1 日から当委員会が市町村等の公平委員会の事務を実施している。

ア 受託団体

当委員会が公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、次の 65 団体である。
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

市 (10 市)	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市
町村 (11 町 19 村)	本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村
一部事務組合 (23 組合)	倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、沖縄県市町村総合事務組合、島尻消防組合、東部消防組合、中城村北中城村清掃事務組合、中部衛生施設組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、中部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、沖縄県離島医療組合、那覇市・南風原町環境施設組合、那覇港管理組合、沖縄県北部医療組合
広域連合 (2 連合)	沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

イ 受託業務

当委員会が受託している市町村等の公平委員会の事務は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、苦情処理などである。

(ア) 勤務条件に関する措置の要求

市町村等の職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和7年度における市町村等の職員にかかる措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

(单位:件)

令和6年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和7年度末係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	1	1	0	0	0	1	0

※職員：一般行政職員、教育職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

(イ) 不利益処分についての審査請求

市町村等の職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和7年度における市町村等の職員にかかる審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

(単位: 件)

令和6年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和7年度末係属件数
		処分取消又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

※職員：前記イ(ア)から条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

(7) 苦情処理関係業務

市町村等の職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和7年度における市町村等の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。
(単位:件)

(单位:件)

令和6年度末 係属件数	新規 受付 件数	相 談 内 容															令和7年度末 係属件数
		給 与	旅 費	勤 務 時 間	休 暇	執 務 環 境	厚 生 福 利	服 務	転 任	任 用	人 事 評 価	セ ク ハ ラ	妊娠、出産、育児 又は介護に関する ハラスメント	パ ワ ハ ラ	い じ め ・ 嫌 が ら せ	そ の 他	
0	31	2	0	3	3	4	0	1	0	4	0	1	0	5	6	2	0

※職員：前記イ(ア)と同じ

(エ) 職員団体関係業務

a 職員団体の登録

市町村等の職員団体が法等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度である。

令和7年度末現在で登録されている市町村等の職員団体は、次のとおりである。

	名 称	初年度登録		法人格 の有無	令和7年度登録事項 変更内容（変更年月日）
		番号	年月日		
1	北谷町職員労働組合	市町村第1号	昭49. 2. 7	有	
2	金武町職員労働組合	市町村第2号	昭49. 3. 13	無	
3	石垣市職員労働組合	市町村第3号	昭50. 6. 19	有	
4	竹富町職員組合	市町村第4号	昭53. 2. 25	有	
5	沖縄市職員労働組合	市町村第5号	昭54. 8. 9	有	
6	宜野湾市職員労働組合	市町村第6号	昭56. 6. 5	有	
7	浦添市職員労働組合	市町村第7号	昭59. 1. 19	有	
8	南城市職員労働組合	市町村第8号	昭61. 5. 27	有	役員（令7. 6. 19）
9	名護市職員労働組合	市町村第9号	昭63. 3. 25	有	
10	石垣市職員労働組合	市町村第10号	昭63. 6. 7	有	
11	大宜味村職員労働組合	市町村第11号	平元. 6. 6	有	
12	宜野座村職員労働組合	市町村第12号	平4. 2. 7	有	
13	自治労うるま市職員労働組合	市町村第13号	平4. 12. 15	有	
14	南城市職員会	市町村第14号	平18. 7. 11	有	
15	座間味村船員組合	市町村第15号	平19. 12. 17	無	
16	西原町職員労働組合	市町村第16号	平22. 3. 16	無	
17	栗国村海上組合	市町村第17号	令3. 4. 19	無	

b 法人格付与法に基づく規約の認証

登録されていない職員団体等であっても、法人格付与法における所定の要件を備える場合は、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで当委員会が規約の認証をした市町村等の職員団体等はない。

c 市町村等の管理職員等の範囲

市町村等の職員が職員団体を組織する場合、管理職員等（50 ページ参照）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

市町村等の管理職員等の範囲は、沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）別表で定めている。

6 労働基準監督関係業務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。）第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 の第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所に対し、労働基準監督機関としての職権を行使するものである。

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施

人事委員会委員長が労働基準監督機関としての職権を行使することとされている事業所の勤務条件及び作業環境の実態を把握し、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）並びにこれらに基づく命令の周知及びその遵守のための監督を行うため、「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査について」（平成 14 年 7 月 16 日委員長決定）及び「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査実施要領」（令和元年 8 月 14 日事務局長決定）に基づき、次のとおり書面調査及び実地調査を行った。

ア 調査期間

書面調査：令和 7 年 8 月 25 日～9 月 18 日

実地調査：令和 7 年 12 月 11 日～12 月 23 日

イ 調査事業所

調査 区分	12 号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	
書面	4	28	0	0	11	1	7	0	15	29	7	0	51
実地	0	6	0	0	0	0	1	0	0	6	1	0	7

ウ 文書指導実施事業所

12 号事業所				官公署の事業所				計				
知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	
3	22	0	0	6	0	7	0	9	22	7	0	38

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使

令和 7 年度における届出の受理等の状況は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	県 議 会	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	23	83	1	0	107
断続的な労働（宿日直勤務含む）許可	0	0	0	0	0
解雇予告除外認定	0	2	0	0	2
衛生管理者選任報告	10	31	10	0	51
産業医選任報告	0	9	2	0	11
定期健康診断結果報告	11	0	12	1	24
特殊健康診断結果報告	11	0	15	0	26
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	11	0	18	1	30
労働者死傷病報告	3	3	7	0	13
事故報告書	0	0	0	0	0
建設物・機械等設置届	0	0	0	0	0
小型クレーン設置報告	0	0	0	0	0

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況

ア 落成検査の実施

令和7年度は実施なし

イ 性能検査の報告の受理

ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	ゴンドラ	エレベーター	計
6	9	4	1	0	2	22

(4) 特定機械等の事業所別設置状況

(令和8年3月31日現在)

事業所の名称	種類	有効使用期間
知事部局本庁企業立地推進課 (沖縄県 素形材産業賃貸工場)	ホイスト式天井クレーン	R6. 8. 30 ~ R8. 8. 29
知事部局本庁企業立地推進課 (那覇空港内)	エレベーター	R7. 10. 11 ~ R8. 10. 10
	〃	R7. 10. 11 ~ R8. 10. 10
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R7. 10. 6 ~ R9. 10. 5
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R7. 10. 17 ~ R9. 10. 16
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R8. 3. 12 ~ R10. 3. 11
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R8. 3. 12 ~ R10. 3. 11
農業研究センター	第一種圧力容器	R7. 9. 7 ~ R8. 9. 6
具志川職業能力開発校	移動式クレーン	R6. 10. 19 ~ R8. 10. 18
浦添職業能力開発校	移動式クレーン	R8. 1. 15 ~ R10. 1. 14
北部農林高等学校	ボイラー	R8. 3. 3 ~ R9. 3. 2
	第一種圧力容器	R7. 4. 25 ~ R8. 4. 24
中部農林高等学校	ボイラー	R7. 11. 8 ~ R8. 11. 7
	第一種圧力容器	R7. 9. 8 ~ R8. 9. 7
南部農林高等学校	ボイラー	R8. 3. 20 ~ R9. 3. 19
	第一種圧力容器	R8. 3. 22 ~ R9. 3. 21
	〃	R7. 7. 23 ~ R8. 7. 22
	ホイスト式天井クレーン	R6. 12. 19 ~ R8. 12. 18
八重山農林高等学校	第一種圧力容器	R7. 9. 28 ~ R8. 9. 27
宮古工業高等学校	機関車形ボイラー	R7. 6. 9 ~ R8. 6. 8
沖縄水産高等学校	ボイラー	R8. 3. 27 ~ R8. 11. 5
	第一種圧力容器	R7. 11. 13 ~ R8. 11. 12
宮古総合実業高等学校	ボイラー	R8. 2. 28 ~ R9. 2. 27
	第一種圧力容器	R8. 2. 23 ~ R9. 2. 22
	〃	R8. 2. 23 ~ R9. 2. 22

(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表

(令和8年3月31日現在)

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄労働局 (労働基準監督署) (36)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5) (10)
		第6号 南部林業事務所 (1)
		第7号 家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。)(2)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号 沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号 下水道事務所 (1)
沖縄県人事委員会 (161)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(51) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(17) 特別支援学校分校(1) 併設型中学校・高等学校(4) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校(102)
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談支援センター 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部(運転免許課を除く。)(14) 運転免許課 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 国境離島警備隊 (59)

(注)

- 1 () 内の数字は、事業所の数である。
- 2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
- 3 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
- 4 なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。

人事委員会年報（令和 7 年度）

令和 8 年 6 月 発行

編集・発行 沖縄県人事委員会事務局

〒900-0036

沖縄県那覇市西 3 丁目 11-1

TEL 098-866-2544

FAX 098-866-2541
